

28 学部・予科・専門部学科課程変更および昼間部授業料増額にともなう学則改正の件認可
〔昭和十五年四月〕

東專二四〇号	裁決	四月九日	文書課長	〔辰原〕	送発	4月〔9〕〔10〕日	起草者	〔久保〕
				〔印〕		〔抹消〕〔加筆〕		〔印〕

(注記1)

昭和十五年三月六日起案

次官 〔印〕
 専門学務局長 〔印〕
 学務課長 〔印〕
 〔抹消〕
 〔横山〕督学官 〔印〕
 宇野 〔印〕
 〔宮崎〕
 〔田中〕
 〔柳瀬〕
 〔久保〕
 (注記3)

私立大学学則中変更認可ノ件

指令案
 中央大学

(注記4) 昭和十四年十二月二十二日並昭和十五年一月二十七日附申請学則中変更ノ件認可ス
 年三月三十日 文部大臣

(下札)

(注記2)

備考

改正ノ要点

- 1、時勢ニ順応シ一層教育ノ効果ヲ挙ケンガタメ学科課程ノ改正ヲナサントス(第九条)

主ナル改正

- イ、各学部トモ第二学年ノ憲法ヲ第一学年ニ第三学年ノ会社法ヲ第二学年ニ変更配当セントス
- ロ、商学部ニアリテハ特設科目トシテ第一学年ニ交通論、英語講読第二学年ニ予算統制、英語講読、第三学年ニ経営分析、工業概論、戦時金融ヲ加ヘ又必修科目ト選択科目トノ各学年ニ亘リ移シ替ヘヲナサントス
- ハ、経済学部ニアリテハ特設科目トシテ第一学年ニ人口問題第三学年ニ工業概論ヲ加ヘ協同組合論ハ経済団体論ト改メタリ
- ニ、商学部、経済学部トモ証券市場論ヲ取引所論ニ歸一シ統制経済論ハ経済統制論ニ改メタリ

- 2、昼間部学生々徒ニ対シテ学校教練及運動競技等ノ体育設備ヲ拡充セントメ

学部昼間部授業料一〇〇円ヲ一三〇円ニ

予科昼間部授業料一〇〇円ヲ一一〇円ニ改メントス

(第三十二条)

(夜間部学生生徒ニ対シテハ増額セス現行通予科一〇〇

円学部一二〇円)

指令案 (一)

中央大学専門部設立者

財団法人 中央大学

昭和十四年十二月二十二日並昭和十五年一月二十七日附申請學則中變更ノ件認可ス

年三月三十日 文部大臣

備考

改正ノ要点

- 1、時勢ニ順応シ一層教育ノ効果ヲ挙ケンガタメ学科課程ノ改正ヲナサントス(第七条)

主ナル改正

法学科第二学年ノ民事刑事ノ演習二時間ヲ一時間ニ減シ第三学年二時間ヲ三時間トナシ経済学科第一学年植民政策ヲ第二学年ニ商学科第一学年ノ商品学ヲ第二学年ニ移サントス又各学科トモ^(ママ)第一年ノ憲法ヲ一学年ニ第三学年ノ会社法ヲ第二学年ニ配当變更セントス

- 2、昼間部生徒ニ対シテ学校教練及運動競技等ノ体育設備ノ拡充ヲナサントメ

昼間部生徒授業料七十七円ヲ百円ニ改メントス

(夜間部生徒ニ対シテハ増額セス現行通七十七円)

本件ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ実施セントス但シ授業

料改正ハ昭和十五年四月入学者ヨリ適用ス

学校名	授業料調			備考
	学部	予科	専門部	
慶大	(抹消) 一四〇	(抹消) 一二〇	一五〇	(抹消) 慶大、早大ハ各学部同一ナリ、日大ハ工科ヲ除ク
早大	(加筆) 一六〇	(抹消) 一四〇	一二〇	(加筆) 理工学部ハ一七〇、高等師範部ハ一三〇
明大	一三〇	一一〇	一〇〇	(抹消) 指定学校及理科的學校ヲ除ク
(加筆・朱書) 中大	一一〇	一〇〇	七七	
法大	一二〇	一〇〇	九〇	
日大	一一〇	一一〇	一〇〇	
国学院大	一一〇	一一〇	一一〇	
同志社大	一三〇	一二〇	一一〇	
其ノ他ノ大	一〇〇	七五	三〇	
大	二〇	一〇〇	九〇	

(注記5)

文部大臣 松浦鎮次郎殿

(注記6)

昭和十五年一月二十七日

中央大学学長 林 頼三郎 印

学則改正認可申請書(追申)

本大学々則中及専門部学則中別紙ノ通り改正シ昭和十五年四月一日ヨリ施行致度候ニ付御認可相成度此段及申請候也

追テ客年十二月二十二日附学則改正認可申請致シ目下御審議

中ノ事ト存候ニ付テハ本案モ新学年ヨリ実施致度候間両案併セ御審議御認可被成下度

改正理由

一、学部学則第九条学科課程表及専門部学則第七条学科課程表各学部科共第二学年ノ「憲法」ヲ第一学年ニ又第三学年ノ「会社法」ヲ第二学年ニ変更配当シタルハ学科ノ性質上便宜ト認ムルニ由ル

二、商学部各学年ノ必須科目数ハ稍多キニ過キタルト時勢ノ必要上新ニ加設スヘキ科目アリタルニ付之カ整理ヲ行ヒ必修科目ヲ減シテ選択科目ニ移シ以テ自学自修的ニ之ヲ指導スルコトトシ特ニ第二、三学年ニ於テハ演習ヲ中心トシ専攻科目ヲ定メテ研究セシメントス即チ新ニ加ヘタル科目ハ第一学年ニ交通論、英語講読第二学年ニ予算統制英語講読第三学年ニ経営分析工業概論、戦時金融ノ七科目ナリ、又証券市場論ト取引所論トハ重複ノ嫌アルヲ以テ証券市場論ヲ廃シ取引所論ニ帰一シ其ノ外統制経済論ヲ経済統制論ト改メタリ

次ニ商学部第一学年第二学年ニ於ケル選択科目外國経済書(独仏)ヲ随意科目ニ移シ選択科目トシテ英語講読科ヲ設ケ商業ニ関スル英語原書ヲ講義シテ英語ニ習熟セシメ又第一学年ノ東洋商業事情ヲ東洋(加筆)事情ト改メ尚植民政策ヲ必修科目ヨリ選択科目ニ移シタルハ時間数ノ関係ニ因ル

第二学年ノ必修科目中応用簿記、倉庫経営論、広告論、景気変動論、及第一学年ノ商業史ヲ第二学年ノ選択科目ニ移シテ

配当ヲ適當ニセリ

尚第二学年ヨリ演習ヲ三部ニ分チ各自ノ専攻科目ヲ定メテ自学的ニ指導スルコト前述ノ通り

第三学年ニ於テハ選択科目ヲ第一類第二類ニ分チ第一類ヨリ一科目第二類ヨリ二科目ヲ選択セシムルコト、セリ

三、経済学部ニ於テハ第一学年ニ人口門題^(問)第三学年ニ工業概論ヲ加ヘ又商学部ト一致セシムル為メ証券市場論ヲ取引処論ト改メ其他統制経済論ハ経済統制論、協同組合論ハ経済団体論ト改称シタリ

四、専門部経済学科商学科ハ数年来昼間部募集ヲ中止シタルモ今般時勢ニ鑑ミ之ヲ募集スルコトナリタルニ付体操ヲ加ヘ又経済、商学部同様工業概論ヲ加ヘ証券市場論ヲ取引処論ト改称スルコトトセリ

五 専門部法学科第二学年ノ民事刑事ノ演習ヲ各一時間ニ減シ第三学年ニ於テ三時間トシ又経済学科第一学年ノ植民政策ヲ第二学年ニ商学科第一学年ノ商品学ヲ第二学年ニ移シタルハ共ニ時間数ノ関係ニ由ル

学部学則第九条ノ学科課程配当表ヲ左ノ通り改ム

○印ノアル所ヲ改正シ他ハ現行規定通りトス(以下同シ)

法学部学科配当表

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	時数	授業	時数	授業	時数	授業
必修科目						
(加筆)憲法	二		二		二	
民法総論	三		三		二	
物権法一部	二		二		二	
債権総論	三		三		二	
親族法	二		二		二	
刑法総論	三		三		二	
経済学	二		二		二	
外国語(法)(英・独)	六		二		四	
外国語(採消)(加筆)(英・独)	六		二		二	
民法訴訟法第一編	二		二		二	
民事訴訟法二・五編	二		二		二	
刑事訴訟法	三		三		二	
民事演習	二		二		二	
刑事演習	二		二		二	
外国法(英・独)	四		四		二	
選 択 科 目						
法制史	二		二		二	
社会学	二		二		二	
法制史	二		二		二	
破産法(和議法ヲ含ム)	二		二		二	
法律哲学(法律学史ヲ含ム)	二		二		二	
国際法(採消)(加筆)(公法)	二		二		二	
刑事政策	二		二		二	
国際私法(共通法ヲ含ム)	二		二		二	

必修科目中外国法ハ入学ノ始ニ於テ英法、独法ノ一ヲ指定シ届出ツルコトヲ要ス

経済学部学科配当表

選科科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年第二学年ハ一科目、第三学年ハ二科目ヲ選科シテ届出ツルコトヲ要ス	財政学	二
随意科目 ノ各科目ハ第十條ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得	倫理学(東洋)	二
	倫理学(西洋)	二
外国語	二	二
外国語	二	二
経済政策	二	二

第一学年	第二学年	第三学年
科目	科目	科目
毎週授業時数	毎週授業時数	毎週授業時数
必修科目	必修科目	必修科目
経済原論	経済学史	工業政策
二	二	二
経済史	銀行論	交通政策
二	二	二
経済地理	農業政策	社会政策
二	二	二
貨幣論	商業政策	財政学
二	二	二
統計学	政治史及外交史	東洋経済事情
二	二	二
植民政策	財政学	保険学
二	二	二
簿記原理	西洋経済事情	政治学
二	二	二
外国語(英・独)	経済演習	経済演習
二	二	二
外国語(英・又・独)	経済演習	経済演習
二	二	二
外国語(英・又・独)	経済演習	経済演習
二	二	二

選科科目	民法(総則・物權)	二	民法(債權)	二	民法(總則・物權)	四	民法(債權)	二	民法(總則・物權)	四	民法(債權)	二
選科科目 ノ各科目ハ第十條ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得	配給組織論	二	取引所論	二	取引所論	二	信託論	二	配給組織論	二	信託論	二
	日本経済史	二	會計学	二	會計学	二	國際經濟論	二	日本經濟史	二	會計学	二
随意科目 ノ各科目ハ第十條ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得	経営学	二	応用簿記	二	國際經濟論	二	經濟團體論	二	經營学	二	應用于簿記	二
	仏語經濟書	二	外國為替・関稅	二	經濟統計論	二	經濟統計論	二	仏語經濟書	二	外國為替・関稅	二
選科科目ハ学年ノ始ニ於テ一科目ヲ選科シテ届出ツルコトヲ要ス	哲学	二	仏語經濟書	二	工業概論	二	仏語經濟書	二	哲学	二	仏語經濟書	二
	倫理学(東洋)	二	倫理学(西洋)	二	經濟時事問題研究	二	倫理学(東洋)	二	倫理学(西洋)	二	經濟時事問題研究	二
選科科目中自己ノ選科セサル科目及法学部、商学部ノ随意科目 ノ各科目ハ第十條ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得	人口問題	二	行政法總論	二	行政法各論	二	行政法總論	二	人口問題	二	行政法總論	二
	親族法	二	相続法	二	親族法	二	親族法	二	親族法	二	相続法	二
高等学校高等科教員無試験檢定希望者ハ行政法(總論、各論)、親族法、相続法及刑法ヲ必ス履修スヘシ	刑法	二	國際公法	二	刑法	二	刑法	二	刑法	二	國際公法	二
	刑罰	二	國際公法	二	刑罰	二	刑罰	二	刑罰	二	國際公法	二

商学部学科配当表

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	時数	授業	時数	授業	時数	授業
必修科目	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
簿記原理	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
商業数学	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
経営学	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
配給組織論	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
交通論	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
経済原論	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
貨幣論	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
統計学	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
商業英語	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
憲法	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
民法(総則・物権)	四	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
商法(総則・会社)	四	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
民法(債権)	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
商業英語	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
商法(手形・海商)	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
商業英語	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
演習(経営・会計)	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
銀行論	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
商業政策	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
取引所論	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
外国為替・関税	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
貿易実務	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
経営分析	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
予算統制	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
商品学	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
銀行会計	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
会計監査	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
工業会計	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
第一類	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
英書講読	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
英書講読	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
応用簿記	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
倉庫経営論	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
工業概論	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
工業概論	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
企業金融	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
企業金融	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
広告論	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)
東洋経済事情	二	(加筆)	二	(加筆)	二	(加筆)

植民政政策 二 (加筆) 景気変動論 二 (加筆) 商業史 二 (加筆) 損害保険 二 (加筆) 工業政策 二 (加筆) 交通政策 二 (加筆) 社会政策 二 (加筆) 信託論 二 (加筆) 戦時金融 二 (加筆) 国際経済論 二 (加筆) 経済統制論 二 (加筆)

選科科目中自己ノ選科セサル科目及法学部、経済学部ノ科目ハ第十條ニヨリ随意科目トシテ修学スルコトヲ得

選科科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年ハ一科目、第二学年ハ二科目、第三学年ハ第一類ヨリ一科目、第二類ヨリ二科目ヲ選科シテ届出ツルコトヲ要ス、但シ一時間単位ノ科目ハ各学年一科目ニ限ル

倫理学(東洋)	二	倫理学(西洋)	二	経済時事問題研究	二
社会学	二	行政法総論	二	行政法各論	二
親族法	二	相続法	二	行政法各論	二
刑法	二	国際公法	二	特許、実用新案及商標ヲ含ム	二
外国語(英・独)	二	外国語(英・独)	二		

専門部学則第七条ノ学科課程配当表ヲ左ノ通り改ム

法学科学科配当表

	第一学年				第二学年				第三学年			
	科目	時数	授業	毎週	科目	時数	授業	毎週	科目	時数	授業	毎週
必修科目	修身一	二	二	二	行政法総論	二	二	二	行政法各論	二	二	二
	(加筆)憲法	二	二	二	行政法総論	二	二	二	行政法各論	二	二	二
	法学通論	二	二	二	物権法二部	二	二	二	手形法	二	二	二
	民法総論	三	三	三	債権各論	三	三	三	手形法	二	二	二
物権法一部	二	二	二	相続法	二	二	二	海商法	二	二	二	
債権総論	三	三	三	刑法各論	二	二	二	民事訴訟法六編以下	二	二	二	
親族法	二	二	二	民法総則・商行為	二	二	二	(加筆)民事演習	三	三	三	
刑法総論	三	三	三	(加筆)会社法	二	二	二	(加筆)刑事演習	三	三	三	
経済学	二	二	二	(加筆)民事訴訟法一編	二	二	二	(加筆)刑事演習	三	三	三	
論理・心理	二	二	二	民事訴訟法二一五編	二	二	二	外国語	六	六	六	
哲学概論	二	二	二	刑事訴訟法	二	二	二	体操	二	二	二	
外国語	六	六	六	(加筆)民事演習	二	二	二					
体操	二	二	二	(加筆)刑事演習	二	二	二					
				外国語	四	四	四					
				体操	二	二	二					
夜間部ニハ体操ヲ実施セス												

選択科目

法制史	二	国際公法	二	法律哲学 (法律学史ヲ含ム)	二
社会学	二	法制史	二	国際私法 (共通法ヲ含ム)	二
				破産法 (和議法ヲ含ム)	二
				財政学	二

随意科目

外国語 (英・独・仏・支)	二	外国語 (英・独・仏・支)	二	外国語 (英・独・仏・支)	二
------------------	---	------------------	---	------------------	---

選択科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年第二学年ハ一科目、第三学年ハ二科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス

選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ経済学科又ハ商学科ノ各科目ハ随意科目トシテ修学スルコトヲ得

経済学科学科配当表

	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	時数	科目	時数	科目	時数
必修科目	修身一	二	修身一	二	修身一	二
	経済原論	二	経済学史	二	工業政策	二
	経済史	二	銀行論	二	交通政策	二
	経済地理	二	農業政策	二	社会政策	二
	貨幣論	二	商業政策	二	財政学	二
	統計学	二	外国為替・関税	二	保険学	二
	簿記原理	二	(加筆)植民政策	二	政治学	二
			(加筆)二			

商業簿記	三	修身	一
商業通論	二	修身	一
経営学	二	修身	一
原価計算及監査	二	修身	一

商学科学科配当表

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	授業 時数	毎週	授業 時数	毎週	授業 時数	毎週
憲法	二		政治史	二	取引所論	二
法学通論	二		経営学	二	配給組織論	二
民法総論	二		応用簿記	二	〔加筆〕 配給組織論	二
物権法	四		行政法総論	二	〔加筆〕 統計学	二
論理・心理	二		債権法	四	行政法各論	二
哲学概論	二		〔加筆〕 商法 〔加筆〕 総則〔加筆〕 〔加筆〕 商社〔加筆〕 〔加筆〕 商行為	四	〔加筆〕 行政法各論	二
英語	六		英語	六	英語	四
〔加筆〕 〔シ〕 〇) 体操	二		〔加筆〕 〔シ〕 〇) 体操	二	〔加筆〕 〔シ〕 〇) 体操	二
夜間部ニハ体操ヲ実施セス						
随意科目						
親族法	二		相続法	二	社会学	二
刑法総論	二		刑法各論	二	国際公法	二
〔加筆〕 〔シ〕 〇) 外国語 (英・独・仏・支)	二		〔加筆〕 〔シ〕 〇) 外国語 (英・独・仏・支)	二	〔加筆〕 〔シ〕 〇) 工業概論	二
〔加筆〕 〔シ〕 〇) 外国語 (英・独・仏・支)	二		〔加筆〕 〔シ〕 〇) 外国語 (英・独・仏・支)	二	〔加筆〕 〔シ〕 〇) 工業概論	二

(注記8)

第二学年ニ於ケル教育学及第三学年ニ於ケル教授法ハ実業教員志望者ニ限リ必修トシテ之ヲ課ス	数学	一	教育学	二	教授法	二
	〔加筆〕 〔シ〕 〇) 外国語 (英・独・仏・支)	二	〔加筆〕 〔シ〕 〇) 外国語 (英・独・仏・支)	二	〔加筆〕 〔シ〕 〇) 工業概論	二
	〔加筆〕 〔シ〕 〇) 外国語 (英・独・仏・支)	二	〔加筆〕 〔シ〕 〇) 外国語 (英・独・仏・支)	二	〔加筆〕 〔シ〕 〇) 工業概論	二
	〔加筆〕 〔シ〕 〇) 外国語 (英・独・仏・支)	二	〔加筆〕 〔シ〕 〇) 外国語 (英・独・仏・支)	二	〔加筆〕 〔シ〕 〇) 工業概論	二
随意科目						
夜間部ニハ体操ヲ実施セス						
〔加筆〕 〔シ〕 〇) 体操	二	〔加筆〕 〔シ〕 〇) 体操	二	〔加筆〕 〔シ〕 〇) 体操	二	〔加筆〕 〔シ〕 〇) 体操
英語	四	〔加筆〕 〔シ〕 〇) 商法 (総則〔加筆〕 〔加筆〕 商行為)	四	〔加筆〕 〔シ〕 〇) 商法 (海商・手形)	二	二
哲学概論	二	民法(債権)	二	商業英語	二	二
論理・心理	二	商業英語	二	珠算	二	二
民法(総則・物権)	四	景気変動論	一	交通政策	二	二
法学通論	二	経済事情	二	保険学	二	二
〔加筆〕 〔シ〕 〇) 憲法	二	商業政策	二	配給組織論	二	二
商業英語	二	商業史	二	財政学	二	二
経済地理	二	商業算術	二	〔加筆〕 取引所論	二	二
統計学	二	銀行論	二	廣告論	一	二
貨幣論	二	外国為替・関税	二	企業金融論	二	二
経済原論	二	〔加筆〕 〔シ〕 〇) 商品学 〔加筆〕 〔シ〕 〇) 商品学	二	貿易実務	二	二

中央大学学則
大学予科
専門部

〔中央大学校舎〕・「創立五十周年記念講堂」写真省略

中央大学学則

第一章 総 則

第一条 大学ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設ケ

予科ヲ附置ス

第三条 学部ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別ツ

予科ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別チ昼間部ヲ第一予科トシ夜間部ヲ第二予科トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

第六条 学部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学ニ因リテ学部ニ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第十条ノ規定ニ依リテ修学シタル随意科目ノ試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第七条 学部ヲ卒業シ卒業証書ヲ授与セラレタル者ハ其ノ学部ニ從ヒ法学士、経済学士、商学士ト称スルコトヲ得

第二章 学部

第八条 学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第一節 学科課程

第九条 各学部ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一 法学部

必修科目	第一 学 年		第二 学 年		第三 学 年		
	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数	
(加筆・朱書) 民法総論	法	二	(抹消) 法	二	行政法各論	二	
(憲)	法	二	(憲)	法	二	行政法各論	二

ハ三科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス

倫理学(東洋)	二	倫理学(西洋)	二	経済時事問題研究	二
社会学	二	行政法総論	二	行政法各論	二
親族法	二	相続法	二		
刑法	二	国際公法	二		

高等学校高等科教員無試験検定希望者ハ行政法(総論、各論)、親族法、相続法、刑法及経済史ヲ必ス履修スヘシ

第十条 学年ノ始ニ於テ關係学部長ノ許可ヲ受ケ其ノ学部又ハ

他ノ学部ニ属スル授業ヲ随意科目トシテ修学スルコトヲ得

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第十一条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ

一 予科卒業者

二 高等学校高等科卒業者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等ノ学力アリト認めタル者

三 旧大学部卒業者及ヒ専門部卒業者但シ大正七年文部省令

第三号第二条第二号ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

四 同等学校ノ予科卒業者及ヒ専門学校卒業者但シ大正七年

文部省令第三号第二条第二号ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

第十二条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ

相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他ノ大学ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フ

第十三条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歷書ヲ添へ差

出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金五円ヲ納

ムヘシ

第十四条 入学期ハ学年ノ始トス但シ第十二条第二十二條第二

項又ハ第二十三條ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ

第十六条 保証人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十七条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞

ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十八条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二箇月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保

証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ

保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十九条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第二十条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ

期間第十八条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第二十一条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ

第二十二条 左ニ掲グル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間闕席シ又ハ正当ノ理由ナク一個月以上闕席シタル者

第二十三条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十三条 第七十五条、第七十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認めタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十四条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金壹円ヲ納ムヘシ、五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十七条 授業ヲ受ケタル科目ニ非サレハ試験ヲ受クルコト

ヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第二十条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十八条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十八条 或科目ニ付三箇年以内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ス、試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケムトスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十二条又ハ第二十三条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

第三十条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学費

第三十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金五円ヲ

納ムヘシ

第三十二条 授業料ハ一学年金百拾円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限り月額金拾円宛ノ分納ヲ許スコトアルヘシ

第一期 四月(金四十円)

第二期 九月(金四十円)

第三期 一月(金三十円)

第三十三条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十四条 在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十五条 納付シタル授業料ハ返付セス

第三章 大学院

第三十六条 入学期ハ学年ノ始トス但シ時宜ニ因リ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第三十七条 大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ特ニ研究事項ヲ具シ其ノ許可ヲ受クヘシ

他ノ大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ前項ノ入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ検定料トシテ金十円ヲ納ムヘシ

第三十八条 学長ハ学生ヲ指導スル教員ヲ選定スヘシ

第三十九条 学長ハ学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別研究ヲ為サ

シムルコトアルヘシ

学長ノ許可ヲ受ケ学生ハ各学部ノ講義演習等ニ出席スルコトヲ得

第四十条 学生ハ学年ノ終ニ於テ其ノ攻究ノ状況及ヒ成績ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ学長ニ差出スヘシ

第四十一条 二年以上修学シタル者ハ其ノ攻究シタル学課ニ付卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第四十二条 学生ハ攻究料トシテ学年ノ始又ハ入学ノ際ニ於テ一学年金六十六円ヲ納ムヘシ

第四十三条 学長ハ学生中学力優秀心身健全ナル者ヲ銓衡シ特選給費学生ト為スコトヲ得

特選給費学生ニハ二年以内月額金三十円以上金七十五円以内ノ学費ヲ給与ス但シ学長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ年限ヲ延長スルコトヲ得

特選給費学生ハ学長ノ許可ヲ得スシテ他ノ業務ニ就クコトヲ得ス

学長ハ特選給費学生其ノ地位ニ適セサル事実アリト認ムルトキハ之ヲ免スルコトヲ得

特選給費学生ニハ第四十二条ノ規定ヲ適用セス

第四十四条 第十五条乃至第二十三条第三十三条第一項及ヒ第三十五条ノ規定ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 予 科

第四十五条 第一予科ノ修学期間ヲ三学年トシ第二予科ノ修学

期間ヲ二学年トス

予科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第一節 学科課程

第四十六条 予科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一予科

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数
修身	一	一	一	一	一	一
国語、漢文	六	一〇	五	一〇	五	一〇
第一外国語(英若ハ独)	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
第二外国語(英、独)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)
歴史	五	五	五	二	二	二
地理	二	二	二	二	二	二
数学	二	二	二	二	二	二
自然科学	二	二	二	二	二	二
体育	二	二	二	二	二	二

第二外国語ハ随意科目トス

第二予科

科目	第一学年		第二学年	
	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数
修身	一	一	一	一

国語、漢文	五	一〇	五	一〇
第一外国語(英若ハ独)	一〇	一〇	一〇	一〇
第二外国語(英、独)	(二)	(二)	(二)	(二)
歴史	五	五	二	二
心理、論理	二	二	二	二
数学	一	二	二	二
自然科学	二	二	二	二
体育	二	二	二	二

第二外国語ハ随意科目トス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第四十七条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ第一予科ニアリテハ中学校四学
 年終了程度第二予科ニアリテハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ
 上之ヲ許可ス

第一予科

- 一 中学校四学年修了者
- 二 高等学校尋常科修了者
- 三 高等学校高等科入学資格試験合格者
- 四 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者
- 五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ検定シタル者
- 六 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第二予科

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

三 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十八条 左ノ各号ノ一ニ該当シ第一予科第一学年科目ノ試験ニ合格シタル者ハ第一予科第二学年ニ入学スルコトヲ得

一 中学校卒業者

二 高等学校高等科一学年修了者

三 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

四 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 第十二条乃至第二十三条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ準用ス

第三節 試験

第五十一条 試験ハ学年ノ終又ハ臨時之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第五十二条 試験ノ成績ハ各科目ニ付優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十三条 配当科目ノ全部ニ合格スルニ非サレハ進級スルコ

トヲ得ス

不合格ノ科目総科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教員会ノ銓衡ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス仮ニ進級セシムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ不合格ノ科目ニ付再試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス

引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第四節 学費

第五十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第五十五条 授業料ハ一学年金百円トス左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限り最初ノ月ニ在リテハ金十円其ノ他ノ月ニ在リテハ金九円宛ノ分納ヲ許スコトアルヘシ

第一期 四月(金二十五円)

第二期 九月(金二十五円)

第三期 一月(金三十円)

第五十六条 第三十条及ヒ第三十三条乃至第三十五条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ適用ス

第五章 給費生及ヒ特待生

第五十七条 学長ハ大学及ヒ予科学生中學術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第五十八条 給費生ニハ当該学年年間額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年年間授業料ヲ免除ス

第五十九条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実

アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六章 貸費生及ヒ留学生

第六十条 学長ハ大学及ヒ予科学生中學術優等品行方正ニシテ
学資支弁ノ途ナキモノヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間年額
金三百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第六十一条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ
従フ

第六十二条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書
ヲ差出スヘシ

第六十三条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署
シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十四条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ
毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第六十五条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ
直ニ之ヲ免ス

第六十六条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セ
ラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ
疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ因リ月賦返納ヲ許スコ
トアルヘシ

第六十七条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ
攻究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ
留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第七章 学生心得

第六十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ
靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第六十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯
セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第七十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ
挙動アルヘカラス

第七十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス、止ムヲ得サル事故
アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第七十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ
遅滞ナク届出ツヘシ

第七十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具
シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ
証明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第七十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個
月ヲ超エ事由仍ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為
スコトヲ要ス

第八章 懲 戒

第七十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者
ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学
校ニ通知ス

第七十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 学部ノ第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十八条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セザリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル各学部第二学年並法学部第三学年ノ学生ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生、生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

中央大学専門部学則

第一章 総 則

第一条 大学ニ専門部ヲ置ク専門部ハ法学、経済学、政治学、

商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二条 専門部ニ法学、経済学、商学ノ三学科ヲ置キ学生ヲ正科生及ヒ別科生ノ二種ニ別ツ

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘン

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日 曜 日

大 祭 祝 日

大学記念日(七月八日)

第五条 専門部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学其ノ他ニ因リテ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第二十七条ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第二章 専門部

第一節 学科課程

第七条 各学科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一法学科

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	時間数	授業時間	時間数	授業時間	時間数	授業時間
必修科目	二	(加筆・朱書)	一	修身法	一	修身法
法学通論	二		二	(憲法)	二	行政法各論
民法総論	三		二	行政法総論	二	(会社法)
物権法第一部	二		三	物権法第二部	二	手形法
債権総論	三		二	債権各論	三	海商法
親族法	二		二	相統法	二	民法訴訟法第六編以下
(刑事政策ヲ含ム)	三		二	刑法各論	二	民事訴訟法第六編以下
経済学	二		二	(加筆・朱書) 会社法	二	民事訴訟法第六編以下
論理・心理	二		二	民事訴訟法第一編	二	刑事演習
哲学概論	二		二	乃至第五編	二	外国語
外国語	六		三	刑事訴訟法	二	体操
体操	二		(抹消) (加筆) (朱書)	民事演習	二	

科目	第一学年	第二学年	第三学年
必修科目	二	一	一
経済原論	二	二	二
経済学史	二	二	二
工業政策	二	二	二
選科科目	二	二	二
法制史	二	二	二
国際公法	二	二	二
法律史	二	二	二
法律哲学	二	二	二
社会学	二	二	二
法制史	二	二	二
破産法	二	二	二
和議法	二	二	二
財政学	二	二	二
外国語(英独仏支)	二	二	二
外国語(英独仏支)	二	二	二
外国語(英独仏支)	二	二	二

選科科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年第二学年ハ一科目、第三学年ハ二科目ヲ選科シテ届出ツルコトヲ要ス

随選科科目

外国語(英独仏支) 二 外国語(英独仏支) 二 外国語(英独仏支) 二

選科科目中自己ノ選科セサル科目及ヒ経済学科又ハ商学科ノ各科目ハ随選科科目トシテ修学スルコトヲ得

第二経済学科

科目	第一学年	第二学年	第三学年
必修科目	二	一	一
経済原論	二	二	二
経済学史	二	二	二
工業政策	二	二	二
選科科目	二	二	二
外国語(英独仏支)	二	二	二
外国語(英独仏支)	二	二	二
外国語(英独仏支)	二	二	二

(注記10)

外国語(英・支・独)	刑法総論	親族法	随意科目	英語(加筆・朱書)操	英語	哲学概論	論理・心理	物権法	民法総則	法学通論	(憲)(加筆・朱書)法	簿記原理	(植)(抹)(消)民政政策	統計学	貨幣論(幣)	経済地理	経済史
二	三	二		(二)	六	二	二	四	二	二	(二)	二	(二)	二	二	二	二
外国語(英・支・独)	刑法各論	相続法		英語(加筆・朱書)操	英語	商法(加筆・朱書)(総則(会社・商行為))	債権法	行政法総論	(憲)(抹)(消)法	応用簿記	政治学	政治史	(加筆・朱書)(植)民政政策	外国為替及関税	商業政策	農業政策	銀行論
二	二	二		(二)	六	(抹)(消)(加筆・朱書)(四)	四	二	(二)	二	二	二	(二)	二	二	二	二
外国語(英・支・独)	工業概論	国際公法	社会学	英語(加筆・朱書)操	英語	商法(抹)(消)(会社・商行為・手形)	行政法各論	行政法各論	會計学	(統)(制)(經)(済)論	配給組織論	(証)(券)(市)(場)論(取)(引)(所)論	(抹)(消)政治学	政治学	財政学	社会政策	交通政策
二	(二)	二	二	(二)	(二)	(抹)(消)(加筆・朱書)(四)	(抹)(消)(加筆・朱書)(四)	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

(注記11)

(体)(加筆・朱書)操	英語	哲学概論	論理・心理	民法(総則・物権)	法学通論	(憲)(加筆・朱書)法	商業英語	経済地理	統計学	貨幣論	経済原論	(抹)(消)(商)品学	商業簿記	修身	必修科目	第一学年	第二学年	第三学年	
	四	二	二	四	二	(二)	二	二	二	二	二	(抹)(消)(加筆・朱書)(商)品学	二	一		数時授毎 数時授毎 数時授毎	二	二	二
	英	民法(債権)	(憲)(抹)(消)法	商業英語	景気変動論	経済事情	商業政策	商業史	商業算術	銀行論	外国為替及関税	銀行簿記	銀行簿記	修身		二	二	二	二
(体)(加筆・朱書)操	英語	商法(抹)(消)(会社・商行為・手形)	商業英語	珠算	交通政策	保険学	配給組織論	財政学	(抹)(消)(証)(券)(市)(場)論(取)(引)(所)論	広告論	企業金融論	貿易実務	原価計算及監査	會計学	修身	二	二	二	二
(二)	四	(抹)(消)(加筆・朱書)(四)	二	二	二	二	二	二	二	一	二	二	二	一	二	二	二	二	二

第三商学科

隨意科目	(加筆・朱書)		操	(二)
	(体)			
数	学	一	教育	学
	二	二	教授	法
外国語(英・独・支)	二	二	(加筆・朱書)	(二)
	二	二	(工業概論)	(二)
外国語(英・独・支)		二	外国語(英・独・支)	二

第二学年ニ於ケル教育学及第三学年ニ於ケル教授法ハ実業教員志望者ニ限リ必修トシテ之ヲ課ス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第八条 入学ヲ許可スヘキ者ハ年齢十七年以上ノ男子トス

正科生ノ入学資格左ノ如シ 但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

三 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

別科生ハ志願者ノ履歴ニ就キ銓衡ノ上入学ヲ許可ス但シ国語、漢文、数学又ハ英語ノ全部又ハ一部ニ付キ試験ヲ行フコトアルヘシ

第九条 第二学年以上ニ入学スルニハ前条ノ資格ヲ有シ且第一学年又ハ第二学年ノ配当科目ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス但シ受験料ハ金五円トス

第十条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相

当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他校ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限リ試験ヲ行フヘシ

第十一条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金三円ヲ納ムヘシ

第十二条 正科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ第十条、第二十条第二項又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス

別科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ随時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十三条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ

第十四条 保証人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十五条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十六条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ満二个月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ
保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十七条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十八条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ

期間第十六条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ
得

第十九条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人
連署ノ上届出ツヘシ

第二十条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト
認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間缺席シ又
ハ正當ノ事由ナク一個月以上缺席シタル者

第二十一条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準
用ス

第二十一条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ退学処分
ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認
メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試 験

第二十二条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験
ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ、五科目以

上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十三条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十四条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ
甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十五条 授業ヲ受ケタル科目ニアラサレハ試験ヲ受クルコ
トヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但
シ第十八条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試
験ヲ受クルコトヲ得

第二十六条 或ル科目ニ付三箇年内ニ試験ニ合格セサル者ハ全
部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ

得ス試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ
在学六箇年ニ滿ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試

験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス
其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ
得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタ
ル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ
在学期間ヲ計算ス

第二十条又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付
テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通
算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限
ニ在ラス

第二十七条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニアラサレハ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第二十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金三百円ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年金七十七円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ当月割金七円宛分納スルヲ妨ケス

第一期 四 月 (金三十円)

第二期 九 月 (金三十円)

第三期 一 月 (金十七円)

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十二条 在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十三条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日迄ニ納付スヘシ

第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セス

第五節 給費生及ヒ特待生

第三十五条 学長ハ学生中學術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 給費生ニハ当該学年間年額金三百円以内ノ学資ヲ

給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実

アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六節 貸費生及ヒ留学生

第三十八条 学長ハ学生中學術優秀品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間年額金三百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第三十九条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ

第四十条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第四十一条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一箇年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第四十四条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ

疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第四十五条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ

留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第三章 研究科

第四十六条 研究科ハ専門部ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付尚

ホ深遠ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科

目ヲ専攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法

訴訟法 国際法 政治学 経済学 财政学

商業学

第四十八条 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院

又ハ旧東京法学院大学ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者

ニ限り入学ヲ許ス但シ同等学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学

歴アル者ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十一条 削除

第五十二条 第十一条及ヒ第十三条乃至第二十一条ノ規定ハ之

ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十三条 研究科ノ授業料ハ一個年金五十五円トシ左ノ三期

ニ之ヲ納ムヘシ

第一期 四月 (金二十円)

第二期 九月 (金二十円)

第三期 一月 (金十五円)

第三十一条第三十二条及第三十四条ノ規定ハ之ヲ前項ノ授業

料ニ準用ス

第五十四条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学

ノ指定セル指導者ニ從ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

研究科学生ハ任意ニ一般学生ノ為ニスル講義ヲ聴聞スルコト

ヲ得

第五十五条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但シ場合ニ依リ

更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ六ヶ月以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金二十円ヲ納ムヘシ

第二十八条ノ規定ハ前項ノ試験ニ之ヲ準用ス

第五十七条 研究科ノ卒業試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ

授与シ中央大学法律学士、中央大学経済学士、中央大学商業

学士ノ称号ヲ認許ス

第四章 学生心得

第五十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ヲ着

ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第五十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯

セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第六十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ

挙動アルヘカラス

第六十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得サル事故ア

リテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第六十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第六十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第五章 懲 戒

第六十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第六十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程及ヒ其ノ配当ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年

試験ニ於テ従前ノ規定第二十七条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則改正ノ際現ニ存スル各学科第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十一年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五十三条ハ昭和十一年十二月十日以降入学シタル者ニ又第五十七条ハ昭和十一年四月以降卒業シタル者ニ之ヲ適用ス

一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

(裏表紙)

東京市神田区駿河台三丁目九番地ノ四

昭和十四年二月 中 央 大 学

学則改正認可申請書

(注記¹²) 本大学学則中及専門部学則中別紙ノ通改正シ昭和十五年四月一日ヨリ施行致度候ニ付御認可相成度此段及申請候也

昭和十四年十二月二十二日 (注記¹³)

改正理由

一、昼間部学生生徒ニ対シテハ学校教練及運動競技其ノ他ノ体育設備等夜間部ニ比シ幾多施設ヲ要スヘキモノアルニ依リ此ノ際昼間部ニ限り他ノ同種ノ学校並ニ授業料ヲ増額シ此等経費ノ一部ニ充ツ

一、昼間部学生生徒ハ図書館ヲ利用スル者多キニ依リ此等学生ノ便益ヲ図リ参考図書ヲ購入シ設備ヲ充実スル経費ノ一部ニ充ツ

大学学則第三十二条及第五十五条ヲ左ノ如ク改ム

第三十二条 授業料ハ一学年昼間部ハ金百参拾円夜間部ハ金百拾円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ 但シ特別ノ事情アル者ニ限り月割分納ヲ許スコトアルヘシ

昼間部 夜間部

第一期 四月	金五十円	金四十円
第二期 九月	金五十円	金四十円
第三期 一月	金三十円	金三十円

分納ノ許可ヲ得タル者ハ昼間部ハ金十二円(三月ハ)、夜間部ハ金十円宛翌月分ヲ前月末日迄ニ納ムヘシ

第五十五条 授業料ハ一学年第一予科ハ金百拾円、第二予科ハ金百円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ 但シ特別ノ事情アル者ニ限り月割分納ヲ許スコトアルヘシ

ル者ニ限り月割分納ヲ許スコトアルヘシ

第一予科 第二予科

第一期 四月	金四十円	金三十五円
第二期 九月	金四十円	金三十五円
第三期 一月	金三十円	金三十円

分納ノ許可ヲ得タル者ハ第一予科ハ金十円、第二予科ハ四月ハ金十円其ノ他ノ月ハ金九円宛翌月分ヲ前月末日迄ニ納ムヘシ

附則ニ左ノ一項ヲ加フ

一、本則改正ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生生徒ハ従前ノ規程ニ依リテ専門部学則第三十条ヲ左ノ如ク改ム

第三十条 授業料ハ一学年昼間部ハ金百円、夜間部ハ金七十円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ 但シ当分月割分納スルヲ妨ケス

昼間部 夜間部

第一期 四月	金三十五円	金三十円
第二期 九月	金三十五円	金三十円
第三期 一月	金三十円	金十七円

分納スル場合ハ昼間部ニ在リテハ(加筆)四月ハ金十円其ノ他ノ月ハ金九円宛、夜間部ハ金七円宛翌月分ヲ前月末日迄ニ納ムヘシ

第三十三条 削除

附則ニ左ノ一項ヲ加フ

一、本則改正ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存
スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

第六条 学部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ

合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学ニ因リテ学部ニ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学

年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合

格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科

目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第十条ノ規定ニ依リテ修学シタル随意科目ノ試験ニ合格シタ

ル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第七条 学部ヲ卒業シ卒業証書ヲ授与セラレタル者ハ其ノ学部

ニ従ヒ法学士、経済学士、商学士ト称スルコトヲ得

第二章 学 部

第八条 学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第一節 学科課程

第九条 各学部ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

(表紙)

中央大学学則 大学部
大学学部
専門部

(「中央大学校舎」写真・「創立
五十周年記念講堂」写真省略)

中央大学学則

第一章 総 則

第一条 大学ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理
論及ヒ応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的ト
ス

第二条 大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設ケ
予科ヲ附置ス

第三条 学部ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別ツ

予科ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別チ昼間部ヲ第一予科トシ夜
間部ヲ第二予科トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認めルトキハ臨時

第一 法学部

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	授業時間	科目	授業時間	科目	授業時間
必修科目	民法総論	三	憲法	二	行政法各論	二
	物権法第一部	二	行政法総論	二	会社法	二
	債権総論	三	物権法第二部	二	手形法	二
	親族法	二	債権各論	三	保険法	二
	刑法総論	三	相統法	二	海商法	二
	経済学	二	商行為法	二	民事訴訟法第六編以下	二
	外国法(独英)	六	刑法各論	二	民事演習	二
			民事訴訟法第一編	二	刑事演習	二
			民事訴訟法第二編乃至第五編	二	外国法(独英)	四
			刑事訴訟法	三		
			民事演習	二		
			刑事演習	二		
			外国法(独英)	四		
必修科目中外国法ハ入学ノ始ニ於テ英法、独法ノ一ヲ指定シ届出ツルコトヲ要ス						
選択科目	法制史	二	国際公法	二	法律哲学(法律学史ヲ含ム)	二
	社会学	二	刑事政策	二	国際私法(共通法ヲ含ム)	二
	法制史	二	破産法(和議法ヲ含ム)	二		

第二 経済学部

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	授業時間	科目	授業時間	科目	授業時間
必修科目	経済原論	四	経済学史	二	工業政策	二
	経済史	二	銀行論	二	交通政策	二
	経済地理	二	農業政策	二	社会政策	二
	貨幣論	二	商業政策	二	財政学	二
	統計学	二	外国為替及関税	二	東洋経済事情	二
	植民政策	二	政治史及外交史	四	保険学	二
	簿記原理	二	財政学	二	政治学	二
	外国語経済書(英又)	四	西洋経済事情	二	経済演習	二
	社会学	二	経済演習	二	外国語経済書(英又)	二
	民法(総則・物権)	四	外国語経済書(英又)	二	商法(会社・手形)	四
	憲法	二				

財政学 二

選択科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年第二学年ハ一科目、第三学年ハ二科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス

随意科目 (選択科目中自己ノ選択セサル科目及経済学部、商学部ノ各科目ハ第十条ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得)

外国語	二	外国語	二	外国語	二
倫理学(東洋)	二	倫理学(西洋)	二	社会政策	二
経済政策	二				

民法(債権)	二	民法(総則・商行為)	二	配給組織論	二	証券市場論	二	信託論	一
日本経済史	二	会計学	二	協同組合論	二	国際経済論	二	経営学	二
仏蘭西語経済書	二	応用簿記	二	統制経済論	二	仏蘭西語経済書	二	哲学	二
随意科目	<small>(選択科目中自己ノ選択セサル科目及法学部、商学部ノ各科目ハ第十条ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得)</small>								
倫理学(東洋)	二	倫理学(西洋)	二	経済時事問題研究	二	親族法	二	刑法	二
親族法	二	行政法総論	二	行政法各論	二	国際公法	二	選科科目ハ学年ノ始ニ於テ一科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス	
刑法	二	相続法	二	憲法	二	民法(債権)	二	民法(総則・商行為)	二
國際公法	二	選科科目	<small>(選択科目中自己ノ選択セサル科目及法学部、商学部ノ各科目ハ第十条ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得)</small>						
高等學校高等科教員無試験檢定希望者ハ行政法(総論、各論)、親族法、相続法及刑法ヲ必ス履修スヘシ									

第三 商学部

第一学年		第二学年		第三学年		
簿記原理	二	會計学	二	原価計算	二	
商業数学	二	銀行會計	二	會計監査	二	
必修科目	毎週授業時間数		毎週授業時間数		毎週授業時間数	
科目	科目	科目	科目	科目	科目	

選科科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年第二学年ハ二科目、第三学年ハ三科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス	經濟史	二	西洋經濟事情	二	國際經濟論	二
經濟地理	二	証券市場論	二	損害保險	一	
外國語經濟書(ハ仏)	二	外國語經濟書(ハ仏)	二	計算実務(珠算ヲ含ム)	二	
經濟史	二	社會政策	二	工業政策	二	
信託論	一	工業所(特許、実用)有權法(新案及商標)ヲ含ム	二			
配給組織論	二	取引所論	一	經營事務管理	一	
經濟原論	二	倉庫經營論	一	保險学	二	
貨幣論	二	廣告論	一	財政学	二	
統計学	二	景気變動論	一	交通政策	二	
商業史	二	商業政策	二	會計演習	二	
植民政策	二	銀行論	二	經營演習	二	
商業英語	二	演習(外國書)	二	商業演習	二	
民法(総則・物權)	四	商業英語	二	商業英語	二	
憲法	二	民法(債権)	二	商法(会社・海商・手形)	四	
商法(総則・商行為)	二	商法(債権)	二			

倫理学(東洋)	二	倫理学(西洋)	二	經濟時事問題研究	二
社会学	二	行政法総論	二	行政法各論	二
親族法	二	相続法	二		
刑法	二	国際公法	二		

高等学校高等科教員無試験檢定希望者ハ行政法(総論、各論)、親族法、相続法、刑法及經濟史ヲ必ス履修スヘシ

隨意科目

(選択科目中自己ノ選択セサル科目及法學部、經濟學部ノ科目ハ第十条ニ依リ隨意科目トシテ修學スルコトヲ得)

第十条 学年ノ始ニ於テ關係學部長ノ許可ヲ受ケ其ノ學部又ハ他ノ學部ニ屬スル授業ヲ隨意科目トシテ修學スルコトヲ得

第二節 入学、休學、退學及ヒ除名

第十一条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ

一 予科卒業者

二 高等学校高等科卒業者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等ノ學力アリト認メタル者

三 旧大學部卒業者及ヒ專門部卒業者但シ大正七年文部省令第三号第二条第二号ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

四 同等學校ノ予科卒業者及ヒ專門學校卒業者但シ大正七年文部省令第三号第二条第二号ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

第十二条 同等學校ニ於テ第二學年以上ニ在學シ轉學スル者ハ相当ノ學年ニ編入スルコトヲ得但シ學科課程中他ノ大學ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限リ試験ヲ行フ

第十三条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歷書ヲ添ヘ差出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金五円ヲ納

ムヘシ

第十四条 入学期ハ學年ノ始トス但シ第十二条第二十二條第二項又ハ第二十三條ノ規定ニ依リテ轉學又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保證人ト連署シテ在學証ヲ差出スヘシ

第十六条 保證人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ獨立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保證人ハ本人在學中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十七条 保證人死亡シ又ハ前條ノ要件ヲ欠キタルトキハ遲滯ナク之ヲ改定シ更ニ在學証ヲ差出スヘシ保證人ノ變更アリタルトキ亦同シ

保證人住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十八条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二箇月以上修學スルコト能ハサルトキハ其ノ事實ヲ証スル書面ヲ添附シ保證人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ當該學年間休學スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リテ休學シタル者休學ノ事由止ミタルトキハ保證人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修學スルコトヲ得

第十九条 給費生、貸費生ハ休學ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第二十条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ期間第十八條ニ準シテ休學シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第二十一条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ

第二十二条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間缺席シ又

ハ正当ノ理由ナク一箇月以上缺席シタル者

第二十三条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十三条 第七十五条、第七十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認めタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十四条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金壹円ヲ納ムヘシ、五科目以

上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十七条 授業ヲ受ケタル科目ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但

シ第二十条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十八条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十八条 或科目ニ付三箇年以内ニ試験ニ合格セサル者ハ全

部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ス、試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ滿ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケムトスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス

其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十二条又ハ第二十三条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

第三十条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学費

第三十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

^(加筆)
^{朱書} 第三十二条 授業料ハ一学年金百拾円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ム

ヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限り月額金拾円宛ノ分納ヲ許スコトアルヘシ

第一期 四月(金四十円)

第二期 九月(金四十円)

第三期 一月(金三十円)

第三十三条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十四条 在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十五条 納付シタル授業料ハ返付セス

第三章 大学院

第三十六条 入学期ハ学年ノ始トス但シ時宜ニ因リ臨時入学ヲ

許スコトアルヘシ

第三十七条 大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ

特ニ研究事項ヲ具シ其ノ許可ヲ受クヘシ他ノ大学卒業者ニシ

テ大学院ニ入ラント欲スルモノハ前項ノ入学願書ニ卒業履歴

書ヲ添附シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス此ノ場

合ニ於テハ検定料トシテ金十円ヲ納ムヘシ

第三十八条 学長ハ学生ヲ指導スル教員ヲ選定スヘシ

第三十九条 学長ハ学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別研究ヲ為サ

シムルコトアルヘシ

学長ノ許可ヲ受ケ学生ハ各学部ノ講義演習等ニ出席スルコト

ヲ得

第四十条 学生ハ学年ノ終ニ於テ其ノ攻究ノ状況及ヒ成績ヲ記

載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ学長ニ差出スヘシ

第四十一条 二年以上修学シタル者ハ其ノ攻究シタル学課ニ付

卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第四十二条 学生ハ攻究料トシテ学年ノ始又ハ入学ノ際ニ於テ

一学年金六十六円ヲ納ムヘシ

第四十三条 学長ハ学生中学力優秀心身健全ナル者ヲ銓衡シ特

選給費学生ト為スコトヲ得

特選給費学生ニハ二年以内月額金三十円以上金七十五円以内

ノ学費ヲ給与ス但シ学長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ

年限ヲ延長スルコトヲ得

特選給費学生ハ学長ノ許可ヲ得スシテ他ノ業務ニ就クコトヲ

得ス

学長ハ特選給費学生其ノ地位ニ適セサル事実アリト認ムルト

キハ之ヲ免スルコトヲ得

特選給費学生ニハ第四十二条ノ規定ヲ適用セス

第四十四条 第十五条乃至第二十三条第三十三条第一項及ヒ第

三十五条ノ規定ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 予 科

第四十五条 第一予科ノ修学期間ヲ三学年トシ第二予科ノ修学

期間ヲ二学年トス

予科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第一節 学科課程

第四十六条 予科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一予科

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数
修身	一	一	一	一	一	一
国語、漢文	六	一〇	五	一〇	五	一〇
第一外国語(英若ハ独)	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
第二外国語(英、独)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)
歴史	五	五	五	五	五	五
地理	二	二	二	二	二	二
数学	二	二	一	二	二	二
自然科学	二	二	二	二	二	二
体育	二	二	二	二	二	二

第二外国語ハ随意科目トス

第二予科

科目	第一学年		第二学年	
	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数
修身	一	一	一	一
国語、漢文	五	五	五	五
第一外国語(英若ハ独)	一〇	一〇	一〇	一〇

第二外国語(英、独、仏)	(二)	第二外国語(英、独、仏)	(二)
歴史	五	歴史	二
心理、論理	二	哲学概説	二
数学	一	心理、論理	二
自然科学	二	法制、経済	四
体育	二	体育	二

第二外国語ハ随意科目トス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第四十七条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ第一予科ニアリテハ中学校四学年終了程度第二予科ニアリテハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

第一予科

- 一 中学校四学年修了者
 - 二 高等学校尋常科修了者
 - 三 高等学校高等科入学資格試験合格者
 - 四 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者
 - 五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ検定シタル者
 - 六 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者
- 第二予科
- 一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

三 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十八条 左ノ各号ノ一ニ該当シ第一予科第一学年科目ノ試験ニ合格シタル者ハ第一予科第二学年ニ入学スルコトヲ得

一 中学校卒業者

二 高等学校高等科一学年修了者

三 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

四 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等ノ学力アリト指定シタル者

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 第十二条乃至第二十三条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ準用ス

第三節 試験

第五十一条 試験ハ学年ノ終又ハ臨時之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第五十二条 試験ノ成績ハ各科目ニ付優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十三条 配当科目ノ全部ニ合格スルニ非サレハ進級スルコトヲ得ス

不合格ノ科目総科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教員会ノ銓

衡ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス仮ニ進級セシムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ不合格ノ科目ニ付再試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス

引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第四節 学費

第五十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金五円ヲ納ムヘシ

^(加筆)
^{朱書} 第五十五条 授業料ハ一学年金百円トス左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

特別ノ事情アル者ニ限り最初ノ月ニ在リテハ金十円其ノ他ノ月ニ在リテハ金九円宛ノ分納ヲ許スコトアルヘシ

第一期 四月(金三十五円)

第二期 九月(金三十五円)

第三期 一月(金三十円)

第五十六条 第三十条及ヒ第三十三条乃至第三十五条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ適用ス

第五章 給費生及ヒ特待生

第五十七条 学長ハ大学及ヒ予科学生中學術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第五十八条 給費生ニハ当該学年年間額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年年間授業料ヲ免除ス

第五十九条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六章 貸費生及ヒ留学生

第六十条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキモノヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年年間額金三百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第六十一条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ

第六十二条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第六十三条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十四条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一箇年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第六十五条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六十六条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ因リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第六十七条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ攻究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第七章 学生心得

第六十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第六十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第七十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第七十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス、止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第七十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第七十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ證明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第七十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由仍ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第八章 懲戒

第七十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第七十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキ

ハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

- 一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間數ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル
- 一 学部ノ第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十八条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セザリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス
- 一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 一 本則施行ノ際現ニ存スル各学部第二学年並法学部第三学年ノ学生ハ従前ノ規程ニ依ル
- 一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生、生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

中央大学専門部學則

第一章 總 則

- 第一条 大学ニ専門部ヲ置ク専門部ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授スルヲ以テ目的トス
- 第二条 専門部ニ法学、経済学、商学ノ三学科ヲ置キ学生ヲ正

科生及ヒ別科生ノ二種ニ別ツ

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

第五条 専門部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ授与ス

転学其ノ他ニ因リテ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第二十七条ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第二章 専門部

第一節 学科課程

第七条 各学科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間數左ノ如シ

第三 商学科

物 權 法	四	行政法総論	二	会 計 学	二
論 理・心 理	二	債 権 法	四	行政法各論	二
哲 学 概 論	二	商法(総則・商行為)	二	商法(会社・手形)	四
英 語	六	英 語	六	英 語	六
随 意 科 目					
親 族 法	二	相 続 法	二	社 会 学	二
刑 法 総 論	三	刑 法 各 論	二	国 際 公 法	二
外 国 語(英・独・支)	二	外 国 語(英・独・支)	二	外 国 語(英・独・支)	二

修 身	一	修 身	一	修 身	一
商 業 通 論	二	銀 行 簿 記	二	会 計 学	二
商 業 簿 記	三	經 營 学	二	原 価 計 算 及 監 査	二
商 品 学	二	外 国 為 替 及 関 税	二	貿 易 実 務	二
經 済 原 論	二	銀 行 論	二	企 業 金 融 論	二
貨 幣 論	二	商 業 算 術	二	広 告 論	一
統 計 学	二	商 業 史	二	証 券 市 場 論	二
經 済 地 理	二	商 業 政 策	二	財 政 学	二
商 業 英 語	二	經 済 事 情	二	配 給 組 織 論	二
法 学 通 論	二	景 気 変 動 論	一	保 險 学	二

民 法(総則・物 權)	四	商 業 英 語	二	交 通 政 策	二
論 理・心 理	二	憲 法	二	珠 算	二
哲 学 概 論	二	民 法(債 権)	二	商 業 英 語	二
英 語	四	商 法(総則・商行為)	二	商 法(会社・手形)	四
随 意 科 目					
数 学	一	教 育 学	二	教 授 法	二
外 国 語(英・独・支)	二	外 国 語(英・独・支)	二	外 国 語(英・独・支)	二

第二学年ニ於ケル教育学及第三学年ニ於ケル教授法ハ実業教員志望者ニ限リ必修トシテ之ヲ課ス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第八条 入学ヲ許可スヘキ者ハ年齢十七年以上ノ男子トス

正科生ノ入学資格左ノ如シ 但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定期程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

三 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

別科生ハ志願者ノ履歴ニ就キ銓衡ノ上入学ヲ許可ス但シ国語、漢文、数学又ハ英語ノ全部又ハ一部ニ付キ試験ヲ行フコトアルヘシ

第九条 第二学年以上ニ入学スルニハ前条ノ資格ヲ有シ且第一

学年又ハ第二学年ノ配当科目ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス但シ受験料ハ金五円トス

第十条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他校ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フヘシ

第十一条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金三円ヲ納ムヘシ

第十二条 正科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ第十条、第二十条第二項又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス

別科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ随時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十三条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ

第十四条 保証人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十五条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十六条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二個月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十七条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十八条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ期間第十六条ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第十九条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ

第二十条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間缺席シ又ハ正當ノ事由ナク一個月以上缺席シタル者

第二十一条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十一条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顕著ナルモノト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十二条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ、五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十三条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十四条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十五条 授業ヲ受ケタル科目ニアラサレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

トヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第十八条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十六条 或ル科目ニ付三箇年内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ

得ス試験ヲ受ケシテ在学スル者亦同シ
在学六箇年ニ滿ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス

其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得
第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十条又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通

算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニアラサレハ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第二十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金三円ヲ納ムヘシ

(加筆・朱書) 第三十条 授業料ハ一学年金七十七円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ当分月割金七円宛分納スルヲ妨ケス

第一期 四 月(金三十円)

第二期 九 月(金三十円)

第三期 一 月(金十七円)

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス休学中ハ授業料ヲ免除ス

(加筆・朱書) 第三十二条 在学中ハ欠席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス
(◎) 第三十三条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日迄ニ

納付スヘシ

第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セス

第五節 給費生及ヒ特待生

第三十五条 学長ハ学生中学術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 給費生ニハ当該学年間年額金三百円以内ノ学資ヲ
給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実
アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六節 貸費生及ヒ留学生

第三十八条 学長ハ学生中學術優秀品行方正ニシテ学資支弁ノ
途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間年額金三百円以内
ヲ貸与スルコトヲ得

第三十九条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ
従フ

第四十条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ
差出スヘシ

第四十一条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署
シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一箇年目ヨリ
毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ
直ニ之ヲ免ス

第四十四条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セ
ラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ
疾病ノ為メ廢学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコ
トアルヘシ

第四十五条 学長ハ卒業中者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ
研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ

留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第三章 研究科

第四十六条 研究科ハ専門部ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付尚
ホ深遠ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科
目ヲ専攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法
訴訟法 国際法 政治学 経済学 财政学

商業学

第四十八条 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ臨時入学ヲ許スコトア
ルヘシ

第五十条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院
又ハ旧東京法学院大学ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者
ニ限り入学ヲ許ス但シ同等学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学
歴アル者ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十一条 削除

第五十二条 第十一条及ヒ第十三条乃至第二十一条ノ規定ハ之
ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十三条 研究科ノ授業料ハ一箇年金五十五円トシ左ノ三期
ニ之ヲ納ムヘシ

第一期 四月(金二十円)

第二期 九月(金二十円)
第三期 一月(金十五円)

第三十一条第三十二条及第三十四条ノ規定ハ之ヲ前項ノ授業料ニ準用ス

第五十四条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学ノ指定セル指導者ニ従ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

研究科学生ハ任意ニ一般学生ノ為ニスル講義ヲ聴聞スルコトヲ得

第五十五条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但シ場合ニ依リ更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス

落第者ハ六ヶ月以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金二十円ヲ納ムヘシ

第二十八条ノ規定ハ前項ノ試験ニ之ヲ準用ス

第五十七条 研究科ノ卒業試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ

授与シ中央大学法律学士、中央大学経済学士、中央大学商業学士ノ称号ヲ認許ス

第四章 学生心得

第五十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第五十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯

セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第六十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第六十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第六十三条 三日以上缺席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上缺席スルトキハ証明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第六十四条 缺席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第五章 懲戒

第六十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第六十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程及ヒ其ノ配当ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十七条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セザリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則改正ノ際現ニ存スル各学科第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十一年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五十三條ハ昭和十一年十二月十日以降入学シタル者ニ又第五十七條ハ昭和十一年四月以降卒業シタル者ニ之ヲ適用ス

一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

(裏表紙)

東京市神田区駿河台三丁目九番地ノ四

昭和十四年二月 中 央 大 学

(表紙)

秘

昭和十五年度中央大学收支予算

昭和十五年度中央大学收支予算

中央 大学

収入経常部

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
第一款 中央大学収入	七二,〇〇〇	六七,〇〇〇	五,〇〇〇
第一項 授 業 料	六三,〇〇〇	六〇,〇〇〇	三,〇〇〇
第二項 入 学 料	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	〇
第三項 入 学 検 定 料	一四,〇〇〇	八,〇〇〇	六,〇〇〇
第四項 追 試 験 料	五,〇〇〇	五,〇〇〇	〇
第五項 雑 入	四五,〇〇〇	四四,〇〇〇	一,〇〇〇
第二款 財 産 收 入	一〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	二五,〇〇〇
第一項 供 託 金 利 子	三九,〇〇〇	三九,〇〇〇	〇
第二項 基本財産其他財産収入	七,〇〇〇	四六,〇〇〇	二五,〇〇〇
第三款 雑 收 入	六,五〇〇	六,五〇〇	〇
収入 経 常 部 計	八七,五〇〇	七六,五〇〇	一〇,〇〇〇

支出経常部

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
(貼紙) 第一款 中央大学校費	七三,八〇〇	六七,〇〇〇	六,八〇〇
第一項 教 場 費	三九,二〇〇	三五,〇〇〇	四,二〇〇
第二項 給 料	六〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	五,〇〇〇

◎

第一目 事務員給	100,000	100,000	0	0
第三項 諸	36,100	36,100	0	0
第一目 手	36,000	36,000	0	0
第二目 諸	1,100	1,100	0	0
第四項 備	3,000	3,000	0	0
第一目 什器雜品費	1,000	1,000	0	0
第二目 函	1,500	1,500	0	0
第五項 消	1,500	1,500	0	0
第一目 消耗	1,500	1,500	0	0
第二目 印刷	1,500	1,500	0	0
第三目 通信運搬費	1,500	1,500	0	0
第六項 研	10,000	10,000	0	0
第一目 生徒諸	8,100	8,100	0	0
第二目 獎	1,100	1,100	0	0
第三目 體	1,000	1,000	0	0
第四目 教	1,750	1,750	0	0
第五目 醫務衛生費	10,000	7,500	2,500	0
第六目 補助其他諸施設費	5,000	5,000	0	0
第八項 修	3,000	3,000	0	0
第九項 保	2,000	2,000	0	0
第十項 雜	3,800	3,800	0	0
第二款 財	1,000	1,000	0	0
第一項 會	1,000	1,000	0	0
第二項 雜	1,000	1,000	0	0
第三款 補	1,200	1,200	0	0
第一項 法學新報社補助費	1,000	1,000	0	0
第二項 經濟商業論纂補助費	200	200	0	0
第四款 予	4,300	4,300	0	0
支出 經常部	777,000	766,000	11,000	0

◎ ◎

支出臨時部	4,700	4,700	0	0
第一款 負債償還金	500	500	0	0
第一項 元	500	500	0	0
第二項 利	0	0	0	0
第二款 教職員退職手当	2,400	2,400	0	0
支出臨時部計	2,900	2,900	0	0
支出合計	877,000	870,700	6,300	0

法学新報社

收入	3,200	3,200	0	0
第一項 雜誌売捌代	1,000	1,000	0	0
第二項 雜	500	500	0	0
第三項 補	1,700	1,700	0	0
支出	10,000	4,800	5,200	0
第一項 諸	3,200	3,200	0	0
第二項 出	5,100	4,300	800	0
第三項 郵	9,000	7,400	1,600	0
第四項 廣告及雜費	200	200	0	0
第五項 臨時記念論文集出版費	1,500	800	700	0

中央大学商業学校

收入	26,800	26,800	0	0
第一款 生徒収入	26,800	26,800	0	0
予算額	26,800	26,300	500	0
前年度予算額	26,300	26,300	0	0
増減	500	0	500	0

第一項 授業料	二六,一〇〇	二五,三〇〇	八〇〇
第二項 入学考査料	二五〇	二五〇	〇
第三項 入学金	四〇〇	四〇〇	〇
第二款 基本金利息	三,〇〇〇	三,〇〇〇	〇
第三款 雑収入	五〇	五〇	〇
支出額	二九,八九〇	二八,三〇〇	一,五七〇
第一款 校費	二八,八〇〇	二七,六〇〇	一,二〇〇
第一項 職員給及雑給	三,四〇〇	二,一〇〇	一,三〇〇
第二項 教員給	一五,九五〇	一七,八〇〇	一,八五〇
第三款 諸費	九,四五〇	七,七〇〇	一,七五〇
第二款 予備費	一,〇二〇	六七〇	三〇〇
計			△一,八五〇

増額ニ依ル授業料増収予定額

年度	学部	人員	金額	科目	人員	金額	専門部	人員	金額	計
初年度	一〇,〇〇〇	五〇〇	五,〇〇〇	一年	三〇〇	八,七〇〇	三〇〇	三〇〇	三,〇〇〇	(抹消) 三,九七〇
二年度	一六,一〇〇	五〇〇	九,二〇〇	二年	四〇〇	一七,一〇〇	三〇〇	三〇〇	三,〇〇〇	(加筆) 三六,五〇〇
三年度	二七,六〇〇	五〇〇	一三,八〇〇		四〇〇	二四,八〇〇	三〇〇	三〇〇	三,〇〇〇	(加筆) 四三,六五〇
										(加筆) 六五,二四〇

授業料増額ニ依ル支出予定年度割

費目	年度	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年
教員給	昭和十五年	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一四,五〇〇
教員諸費	昭和十五年	一〇,〇〇〇	一三,〇〇〇	一五,〇〇〇
教員用具	昭和十五年	四,五〇〇	五,五〇〇	六,七〇〇
精動其他諸施設	昭和十五年			六,五〇〇

図書充実費	四,五〇〇	八,〇〇〇
運動用具充実費	二,六〇〇	六,五〇〇
実験教材整備費	二,〇〇〇	七,七〇〇
計	三六,〇〇〇	六五,二〇〇

- (注記1) 「完結」「台帳記入済」
- (注記2) 「私1436」
- (注記3) 「記録掛15・4・22受領」
- (注記4) 「一〇」(簿冊内件名番号)
- (注記5) 「印」「東京府昭和15・1・30收受」
- (注記6) 「昭和十五年一月三十日卯学第七二四号東京府經由」
- (注記7) 「(加筆)」
- (注記8) 「(刑事政策ヲ含ム)」
- (注記9) 「(加筆)」
- (注記10) 「(別案)」
- (注記11) 「(夜間部ニハ体操ヲ実施セス)」
- (注記12) 「(夜間部ニハ体操ヲ実施セス)」

(注記12)

「東京府昭和14・12・22收受」

(注記13)

「昭和十四年十二月二十二日卯学第一二七六三号東京府經由」

(注記14)

「挿入参字印」

(貼紙)

「別紙「授業料増額ニ依ル支出予定年度割」中昭和十五年度ノ分ハ
本字算表中◎印増額中ノ一部ニ計上シアルモノトス」

(下札)

④種別 わ一ノ四ノ連繫 / 登録追加 / 件名 東京府經由、中
央大学学則中変更認可ノ番号 東專二四〇ノ結了年月日 昭一五、
四、一〇ノ保存年限 ムキノ枚数 一括」

『自大13年5月至昭22年3
月 中央大学 第5冊』
文部省④ 3A, 9-2, 109